

高梁市は子育て世帯向け賃貸共同住宅の整備を推進し、支援します



◀ 対象となる方及び対象住宅 ▶

○ 市内に世帯向けの賃貸共同住宅を整備する個人、会社等 ※ただし、市税等を完納していること
【対象住宅】

- 1棟当たり2戸以上の賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅
- 1戸当たり55㎡以上の住戸専用面積があること
- 専用駐車場が各1台以上確保されていること
- 各戸に玄関、トイレ、浴室及び台所等が設置されていること

※その他の要件等、詳しくは下記までお問い合わせください

◀ 助成額 ▶

高梁市立地適正化計画の居住誘導区域内への建設

住宅建設費用の **1/10** 市内業者建設 上限 **100** 万円/戸
市外業者建設 上限 **70** 万円/戸

高梁市立地適正化計画の居住誘導区域外で市が指定する地域への建設

住宅建設費用の **1/20** 市内業者建設 上限 **50** 万円/戸
市外業者建設 上限 **35** 万円/戸

※指定する地域 居住誘導区域を除く都市計画区域、備中広瀬、木野山、備中川面駅周辺、各地域局周辺

注) 助成金交付決定の年度の翌年度以内に登記を完了すること

◀ 申請手続き ▶

申請時期：住宅建設工事の請負契約後、工事に着手する前（用地取得を伴う場合は売買契約を完了していること）

必要書類：申請書、住民票謄本（続柄・本籍地記載のもの）法人の場合は登記事項証明書、工事請負契約書の写し
住宅平面図、着工前の写真、宅地の登記簿謄本（登記が完了していない場合は土地の売買契約書の写し）

【お問合せ先】 高梁市役所 住もうよ高梁推進課 0866-21-0282